

平成30年度 東海村社会福祉協議会事業計画

第4次東海村地域福祉活動計画1ヵ年目

第3次東海村社会福祉協議会発展・強化計画1ヵ年目

運 営 方 針

本年度は、「第4次東海村地域福祉活動計画」と「第3次東海村社会福祉協議会発展・強化計画」1年目の年（初年度）となります。少子・高齢化が急速に進むとともに、地域のつながりの希薄化が進み、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や虐待による権利侵害の問題など地域の生活課題は深刻化し、広がっています。本会が事業を展開する中でも、これらの解決困難な課題が顕在化しております。「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする村社協は、これらの課題を受け止め、解決に向けた取り組みを進めることが今求められております。

また、これまでの事業展開を中心とした「事業型社協」から社協の原点回帰として、住民の生活課題に密着した「総合支援型社協」への転換を掲げ、これから地域福祉を推進する上でこれまで以上に、地域住民をはじめ関係機関が連携し、東海村における総合的な生活支援体制の構築を行うことが必要となってきました。

地域の住民の方々をはじめ、関係団体・専門機関・行政等との連携・協働により、本会の基本理念である「かけがえのない一人ひとりの想いと行動を紡ぐまちづくり」の具現化に向け努めてまいります。

重 点 目 標

1. 住民活動や福祉教育の強化

東海村では、地域内のつながりに基づく活動（地縁型）や共通の興味関心に基づく活動（テーマ型）など、さまざまな個人や団体による助け合い活動やボランティア活動が活発に行われています。

地域住民一人ひとりが、共に支え合う“共助のまちづくり”を目指し、活動者や団体がお互いを知り、福祉分野に限らない社会資源との連携を図ります。

また、全世代を対象とした福祉教育に視点をおき、地域住民がボランティア・助け合い活動に関心を持つきっかけづくりから継続的な人材育成まで取り組むことにより、地域住民同士が「つながる」「支え合う」「助け合う」地域づくりを推進していきます。

2. 総合的な生活支援体制の確立

村社協では、制度の狭間にある課題や複合的な課題を受け止め関係機関と連携していく総合的な生活支援体制の確立に向けて、取り組みを開始しました。

まず、さまざまな「生活のしづらさ」を抱える方（世帯）の課題を解決していくためには、単にその課題解決だけを焦点化するのではなく、その方（世帯）を取り巻く環境（地域・資源など）にアプローチしながら、地域住民一人ひとりがそれらの課題を自分達のこととして捉える意識の変容や主体性の醸成が必要となってきます。

そのため、専門職だけではなく地域住民をはじめ多様な人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことを通じて、多様性を尊重し包摂する地域共生社会を実現するため、地域住民とともに支え合いの仕組みづくりや資源開発を行っていきます。

3. 利用者の尊厳を保持し、社協らしいケアマネジメントの実施

居宅介護支援事業所においては、利用者の尊厳を保持し、住み慣れた環境で自立した日常生活が継続できるよう、社協の強みを生かしながら利用者一人ひとりの個性に合わせたケアマネジメントの強化に取り組みます。

4. 地域で支える子育て支援

児童センターでは“子育て”支援の視点に立った事業展開に力を入れていきます。子どもが地域内で安心・安全に、かつ自主的に育っていける環境を整えるため、「父親の育児講座」「高齢者による伝承遊び指導」など、養育者だけでなく地域住民が子育てに関われるきっかけづくりを提供しつつ、センターを拠点に、地域のつながりを強める支援に取り組んでいきます。また、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待予防や子育て相談機能を強化します。

5. QOL向上に向けたサービスプログラムの提供

障害者センターでは、障害者総合支援法に基づいた生活介護・自立訓練のプログラムを充実させるとともに、利用者個々の身体機能・能力維持・向上に努めながら、地域での持続した生活が可能となる支援に取り組んでいきます。

また、児童発達支援事業においては、保健センターや関係機関等との連携を図りながら、児童への支援だけではなく、日常生活をともにする養育者との関わりを深める支援にも取り組んでいきます。さらに、特定相談支援・障害児相談支援事業では、相談担当職員を配置し、より一層の支援強化に努めます。

※QOL (Quality of Life) …クオリティオブライフの略。一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。

6. 多くの住民を迎える福祉の拠点としてのセンター運営を目指して

東海村総合福祉センター「絆」の管理運営は、5カ年の指定管理者制度の最終年となります。福祉の拠点として、住民の交流や健康増進の機会の提供はもとより、地域福祉・児童福祉・高齢福祉・障害福祉・保健など、多分野を担う部署間の連携を強化しながら、様々な福祉サービスの提供や住民の身近な相談窓口としての機能強化を図ります。また、多くの住民との関わりを地域福祉活動に繋げる働き掛けも強化していきます。

7. 東海村地域福祉活動計画の進行管理による着実な推進

「第4次東海村地域福祉活動計画」「第3次東海村社会福祉協議会発展・強化計画」の初年度であり、計画の重点施策である「総合的な生活支援体制構築」に向けて、基幹事業を中心にあらゆる実施事業と連動させた事業展開を図ります。また、村社協の組織基盤強化に向けて理事会・評議員会の運営強化と人材育成基本方針に基づく職員一人ひとりのキャリアアップの枠組みを描き、福祉専門職としての人材育成を行っていきます。

●第4次東海村地域福祉活動計画 実施計画

●第3次東海村社会福祉協議会発展・強化計画 実施計画

1 住民同士が「つながる」「支え合う」「助け合う」地域づくりの推進

1. 地域のふれあい・支え合いの関係がさらに深まるよう、地域団体や関係機関などと連携を図りながら、地縁に基づく住民主体の福祉活動を推進します。

- (1) 地区社会福祉協議会協働事業
- (2) ふれあい・いきいきサロン事業
- (3) ふれあい活動推進事業
- (4) 住民座談会(コミュニティトーク)

2. さまざまな特技や知識を持つボランティア活動者・団体が楽しくやりがいをもって取り組めるよう、活動や運営の支援・調整を行うとともに、つながりの輪を広げる活動を推進します。

- (5) 有償サービス事業
- (6) ボランティア連絡協議会支援事業

3. 多くの人が助け合い活動に関心を持ち、活動を始めるきっかけとなるよう、全世代の地域住民を対象に社会資源を生かした「福祉共育」を行い、継続的な人材育成を推進します。

- (7) 福祉教育推進事業
- (8) 地域活動者人材発掘・育成事業
- (9) ふれあい福祉まつり支援事業
- (10) 赤い羽根共同募金事業

4. 東海村における“共助のまちづくり”を推進し、社協組織内の情報共有の強化を図るとともに、地域のあらゆる社会資源の情報収集・連携機能を充実させます。

- (11) ボランティア・市民活動センター事業

2 一人ひとりの想いを尊重する地域生活支援の充実

1. 子育て世帯が心身ともに豊かに夢や希望を持って生活できるよう環境を整え、地域ぐるみで支援していきます。

- (12) 児童センター管理運営事業
- (13) 育児支援・相談事業
- (14) 育児支援講座「いっしょにあそぼう」
- (15) 児童発達支援事業

2. 地域で暮らす障がい者や高齢者に対して、領域やサービスの包括性を意識した事業展開をすることで、地域生活の維持・継続を支援していきます。

- (16) 居宅介護支援事業
- (17) 障がい児・者相談支援事業
- (18) 生活介護・自立訓練事業
- (19) 点字・録音サービス事業

3. 子どもから大人まで、誰もがその人らしさを大切にした地域生活を送ることができるよう、地域住民と共に権利擁護を推進します。

- (20) 福祉後見サポート事業
- (21) 日常生活自立支援事業
- (22) 学習支援事業

4. 生活のしづらさを抱える地域住民に対し、貸付・援護事業などを通じて、その人の将来を見据えた自立生活を支援します。

- (23) 家計相談支援事業
- (24) 福祉貸付・支援事業

3 多様な生活課題に応える地域ネットワークの確立

1. 多様なネットワークを紡ぎ、地域住民とともに築く支え合いの仕組みづくりや社会資源を創出します。

- (25) 地域支え合い体制整備事業
- (26) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

2. 地域住民一人ひとりが抱える多様な生活課題を受け止め、地域や関係機関との連携のもと、解決に向けた支援を行います。

- (27) 総合相談事業
- (28) 東海村住まいるリセットプロジェクト
- (29) きれい！スッキリ！年末ごみ出しお助け隊
- (30) デマンド交通運営事業

I 社協の総合力を生かした自律的組織の確立

1. 全ての役職員がそれぞれ備えている専門性を生かし連携・協働することで、組織としての総合力を強化するとともに、自律的な組織運営を行います。

- (31) 理事会の運営
- (32) 評議員会の運営
- (33) 企画・経営会議の運営
- (34) 災害時対応体制整備事業

2. 社協組織の一員として地域住民の生活を総合的に支援できる人材(財)育成を行い、地域住民とともに築く福祉コミュニティの実現を目指します。

- (35) 職員研修事業

3. さまざまな広報手段により、必要な情報を必要な人に発信するとともに、地域住民の福祉意識の醸成を図るための提言を行います。

- (36) 広報啓発推進事業

4. 地域住民とともに地域福祉活動計画を策定し、住民参加による評価を得て、地域福祉を着実に実行します。

- (37) 東海村地域福祉活動計画の策定・推進

Ⅱ 住民や関係機関・団体からの理解と協力に基づく安定した経営基盤の確立

1. 広報媒体を活用し、社協会員制度・募金・寄付の趣旨や用途を明確にした財源確保の増強を図ります。

- (38) 社協会員制度
- (39) 善意銀行運営事業

2. 安定した財源確保と適正な支出管理により、組織経営の基盤強化を図ります。

- (40) 法人財政運用管理

3. 社協が持つ専門性を生かし、地域住民や行政、関係機関・団体と連携しながら、福祉の拠点である総合福祉センターの指定管理者として、福祉の増進に取り組みます。

- (41) 総合福祉センター管理運営事業